

[事案 2024-326] 高度障害保険金増額請求

・令和7年9月26日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、高度障害保険金の増額を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者である父が、平成26年3月に上下肢完全麻痺の診断を受けたため、平成6年7月に契約した定期保険にもとづき、高度障害保険金を請求しようとしたが、募集人から、保険料を支払い続ければ高度障害保険金は増え続けるとの誤った説明を受けたため、保険金請求をせず、令和6年3月に保険金請求したが、平成26年3月時点での保険金しか支払われなかった。しかし、令和6年の請求時点での高度障害保険金額から既払保険金等を控除した差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本契約の約款によれば、被保険者が高度障害に該当したときには、保険証券に記載の初年度保険金額に、各保険年度に対応する保険金額例表の割合を乗じて得た金額の高度障害保険金を支払う旨定められているため、被保険者が高度障害状態に該当した時点で算定される高度障害保険金を支払うことで本契約は消滅したものと取り扱わざるを得ず、申立人の請求に応じることとはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険金請求時に関する状況等を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 高度障害保険金が増え続けるとの担当者の誤説明については、当事者の記憶が必ずしも明瞭とは言えず、当時の客観的資料も提出されていないことから、申立人および担当者の事情聴取の結果のみから、その具体的な態様を認定することは困難である。また、担当者の不法行為の具体的な態様が明らかにならないことからすれば、高度障害保険金が増え続けると申立人および被保険者が誤信したことについて、どの程度の過失があったかという申立人側の過失となるべき事実の認定も容易ではない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人（本人）尋問手続を行うなどして慎重な事実確認および法的な検討をすべきと考えられる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。